

# 社会福祉施設等における津波緊急避難設備・装置の提案 募集要項

## 1 趣旨

平成23年3月11日の東日本大震災では死者・行方不明者が1万8千人を超え、その多くが津波によるものであった。河北新報（平成23年12月13日）は、「東日本大震災の津波で岩手、宮城、福島3県の高齢者入所施設が少なくとも59カ所被災し、高齢者と職員計578人が死亡、行方不明になった。被災施設のほとんどが海沿いに立ち、避難が間に合わず、施設内で津波に襲われたケースが目立つ。」と報じている。

高齢者等避難が困難な方の施設については、本来は高台等安全な場所への移転が望まれるがその実現には長時間を要する。安全な場所への避難が優先されるべきであるが、一方でいつ起こるかわからない巨大地震に対して、現在の施設で1人でも多くの命を守るための対策が必要である。特に、静岡県では東海地震や南海トラフの巨大地震が起きた場合、最短で5分以内に津波の第一波が襲来する可能性があるうえ、寝たきりや車椅子が必要な高齢者が多い施設では、安全な避難地までの誘導が困難なことが予想される。

このため、社会福祉施設等の居室のある階から屋上へ避難するための方策についての提案を広く募集し、評価・公表することにより対策の一助とするものである。

なお、この募集は、多様な対策手法を提示することが目的であり、個々の提案により施設や津波の前提条件が異なるため、表彰対象の選定は行わない。また、法適合性や安全性等の保証を行うものではない。

## 2 主催者及び事務局

(1) 主催者：静岡県

(2) 事務局：危機管理部危機情報課

※ 連絡先については、「12提出・問合せ先」を参照

## 3 提案者の資格

個人、法人を問わない。また、国籍、年齢、資格も問わない。

## 4 提案内容

(1) 対象

特別養護老人ホームや介護施設、障害者施設の社会福祉施設等において、主に寝たきりの状態や車椅子利用等により自力では津波から避難できない方が、居室のある階から屋上へ安全に避難できるための設備又は装置の提案（施設の新築、

既存は問わない。救命艇やシェルターは対象外。)

## (2) 条件

以下の条件をすべて満足するもの。なお、その判断についての責任は、提案者がこれを負うものとする。

- ・実在の有無は問わないが、実現可能なものに限る
- ・想定される東海地震による揺れに耐えられるもので、揺れのあと点検等を要せず、すぐに使用できるものであること
- ・揺れがおさまった後、直ちに機能するもの
- ・社会福祉施設等の職員が容易に操作できるもの
- ・地震の揺れにより、商用電源が停止し、自家発電設備もないものとする（なお、夜間は、室内においては非常照明が、また、屋上においては懐中電灯による照明があるものとする）
- ・時間的制約があるので、極力人力のみで対応できるものが望ましいが、小型発電機の使用は可能とする
- ・一度に避難できる人数は、なるべく多数が望ましいが、一人でも可とする
- ・できるだけ安価であること（1施設につき概ね300万円以内で整備できるものが望ましい）

## (3) 前提条件

施設の立地、津波等の想定、建物用途、構造、規模、建物配置、部屋の配置、階高、設備等は、提案者が想定し、必要な項目については明細書、又は図面に記載するものとする。ただし、建物に津波の浸水はあるが、屋上は避難場所として安全であることを前提とすること。

なお、例として次のようなものが考えられる。

立地条件：静岡県内の海岸から約500mの場所

海拔：2 m

想定浸水深：3 m

津波到達時間：大きな揺れがおさまってからおよそ20分後

建物の用途：特別養護老人ホーム

建物の構造：鉄筋コンクリート造

建物の規模：地上3階建て、R階（階段室等）

建築面積：約1,900㎡

延べ面積：約5,400㎡（1階1,900㎡、2・3階1,700㎡、R階100㎡）

階高：1階4 m、2階3 m、3階3 m

吹き抜け：無し

屋上：陸屋根、50cm程度のパラペット及び1.5m程度の手摺あり

居室：個室10室×4ユニット×2層（2、3階）  
入居者：80名（うち、寝たきりの高齢者20名）  
職員：昼間 看護・介護職員35名、事務職員25名  
夜間 看護・介護職員15名

## 5 スケジュール

平成25年1月16日 募集案内開始  
1月17日 エントリー受付開始  
2月18日 エントリー受付締切、提案受付開始  
3月11日 提案受付締切（必着）  
3月下旬 発表会参加者への案内（予定）  
4月以降 発表会（予定）

## 6 提出物及び提出方法

### (1) エントリー

#### ・登録

静岡県危機管理部のホームページにリンクされている専用のインターネットサイト（「12提出・問合せ先」を参照）に直接登録するか、所定の様式を郵送又はFAXにより提出し登録すること。

#### ・確認

事務局において到着を確認しだい、インターネットの場合はE-Mailにて、郵送又はFAXの場合は郵便にて連絡をするので、提出後10日以内に連絡がない場合は、事務局に問合せること。

### (2) 提案

#### ・提出物

- ① 提案票（所定の様式による）
- ② 明細書（提案内容を詳しく記載したもの）
- ③ 図面（提案内容を大きさや材質がわかるよう図解したもので、明細書にスケッチを記入した程度でも可）

#### ・提出部数

2部提出する。

#### ・提出方法

「12提出・問合せ先」に郵送又は輸送代行業により提出することとし、直接の提出は認めない。

#### ・その他

提出書類は、原則としてA4片面印刷、図面等で必要がある場合はA3折込とし、フラットファイルに綴じる。

全ページの中央下に通しページ番号を付け、フラットファイルの表紙に提案の名称と提案者を明記する。

「8 評価及び発表(1)評価委員会」の評価委員への資料配布は白黒コピーとなることを前提とすること。

使用する言語は、日本語とする。

## 7 質疑

- (1) 一般的な事項及び募集要項についてのみ質問を認める。
- (2) 質問は、静岡県危機管理部のホームページにリンクされている専用のインターネットサイト（「12提出・問合せ先」を参照）に直接入力するか、所定の様式を郵送又はFAXにより提出すること。
- (3) 質問の受付期間は、提案受付締切までとする。
- (4) 質問に対する回答は、県のホームページに掲載する。
- (5) 質問に対する回答は、募集要項の追加又は修正とみなし、募集要項と同様の効力をもつ。
- (6) 質問に対する回答は、事務局が必要と認めたものに限る。

## 8 評価及び発表

提案ごとに前提条件が異なるため、表彰対象の選定は行わず、評価委員会において、提案内容の評価を行う。また、評価委員会において公表に値する提案と判断されたものについては、公開の発表会において、提案者による説明と評価委員会の評価を公表する。

公表に値する提案について、提案者は別途資料及びパネル等を作成し、主催者はこれを提案集としてまとめ、印刷、配布するとともに、当面の間、静岡県地震防災センターに展示する。

提案内容が静岡県地震防災センターの展示としてふさわしい場合は、同センターにおいて実物又は模型の展示を行うことがある。

### (1) 評価委員会

#### ○評価委員

小川和久（静岡県立大学グローバル地域センター特任教授）

静岡県の関係課長10名程度

#### ○アドバイザー

吉村英祐（大阪工業大学工学部教授）

社会福祉施設関係者  
静岡県工業技術研究所研究員  
静岡県危機管理部危機報道監

(2) 評価の視点

- ・合目的性                      ・汎用性                      ・施工性                      ・実現可能性
- ・法適合性                      ・操作性                      ・効率性                      ・迅速性
- ・経済性                        ・合理性                      ・安全性（平時・使用時、利用者・介助者）
- ・デザイン

(3) 発表会

対象となる提案の提案者には、事務局から個別に連絡を行うので、発表する意向があるときは、提案者は発表会用の資料を作成し提出する。発表会用の資料はパワーポイント資料、A4資料（2枚、白黒印刷で内容がわかるもの）、A1パネル（1枚、縦使い）等を予定しているが、発表時間、提出時期等を含め詳細は別途通知する。なお、発表は日本語で行うこと。

(4) 実物等の展示

実物又は模型展示の候補となった提案者は、展示に同意、協力するものとする。

## 9 費用負担

- (1) エントリー及び提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 発表会参加に要する交通費、準備費等、一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 実物展示に要する費用は、別途協議とする。

## 10 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、以下の区分ごとにそれぞれ記載のとおりとする。

(1) 個人情報の内容

提案者の氏名、住所、電話・FAX番号、メールアドレスなど提案者を特定することができる個人情報。

(2) 利用目的

本募集に関する事務手続及び成果の普及のため県が発行する提案集等の印刷物、ホームページへの掲載、各種の展示に活用する。

(3) 第三者への提供

法令に基づき開示が義務付けられている場合、個人情報を提供した提案者の同意がある場合、その他これに準ずる正当な事由がある場合を除き、個人情報を目的外に利用し、又は第三者に開示提供することはしない。

(4) 個人情報の管理

提案者の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等を防止するため、適切かつ合理的なレベルの安全措置を講じる。

## 11 留意事項

- (1) 提案内容に関する知的財産権は提案者にあり、必要な場合は提案者自身が権利保護等の手続を行うこと。
- (2) 提案のうち、必要と認めるものについては、県が発行する提案集等の印刷物、ホームページへの掲載、各種の展示などにより、県民、関係機関、関係業者等に情報提供を行うことがあるので、提案者はこれに承諾したものとする。県から普及活動への協力依頼があった場合、提案者はこれに可能な範囲で対応するものとする。
- (3) 提案者は、他者の知的財産権を侵害する恐れがないことを自らの責任において確認することとし、主催者はこれに関知しない。
- (4) 他者の知的財産権を侵害する疑いがある場合や、提案内容に虚偽があった場合は、発表後でも提案がなかったものとする。また、主催者はこれに係る費用について提案者に請求することがあるとともに、第三者との係争に一切の責任を負わない。
- (5) 本募集に起因して発生したいかなる損害についても県はその責任を負わない。
- (6) 発表会の開催、提案集の作成、パネル展示について、公表に値する提案がない場合、及び不測の事態が生じた場合は、これらを実施しない。また、実物展示についても同様とする。
- (7) 提出物は、返却しない。また、主催者は提出物の保管に万全を期すが、天災その他の不可抗力の事故による破損には責任を負わない。
- (8) 評価委員会の評価に異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 本募集提案に関する解釈、疑義、紛争についての管轄裁判所は、静岡地方裁判所とする。
- (10) 当募集要項の内容に変更があった場合は、静岡県危機管理部のホームページに掲載する。

## 12 提出・問合せ先

事務局：静岡県 危機管理部 危機情報課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3366 F A X 054-221-3252

静岡県危機管理部URL <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>

## 社会福祉施設等における津波緊急避難設備・装置の提案 エントリーシート

平成 年 月 日

静岡県知事 様

〒 \_\_\_\_\_  
住所(所在地) \_\_\_\_\_  
提案者 氏名(会社名) \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E-m a i l \_\_\_\_\_

担当者氏名	
担当者連絡先	<p>以下のいずれかに○をつけ、上記以外の場合、必要事項を記入下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記のとおり</li> <li>・ 以下のとおり</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">所在地 _____</p> <p style="margin-left: 20px;">電 話 _____</p> <p style="margin-left: 20px;">F A X _____</p> <p style="margin-left: 20px;">E-m a i l _____</p>
提案の名称 (仮でも可)	
提案の概要	

## 社会福祉施設等における津波緊急避難設備・装置の提案 提案票

平成 年 月 日

静岡県知事 様

〒 \_\_\_\_\_  
住所(所在地) \_\_\_\_\_  
提案者 氏名(会社名) \_\_\_\_\_ 印  
電 話 \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

社会福祉施設等における津波緊急避難設備・装置の提案募集要項に基づき、以下のとおり提案します。また、同要項の規定を了解し、その定める範囲において個人情報及び知的財産権の使用に同意します。

### <提案の概要>

提案の名称		評価委員会使用欄
提案の概要		
適用の範囲		
施工可能な条件		
実現可能性		
法律等への適合		



操作方法		
操作に必要な人数 (A)	人	
1サイクルでの 利用可能人数 (B)	人	
効率性 (B/A)		
1サイクルの 必要時間 (C)	分	
迅速性 (B/C)		
概算費用 (D)	万円  (概算費用に含まれるもの、含まれないものがあればそれを明示すること)	
合理性 $\left[ \frac{B \times 1,000}{A \times C \times D} \right]$	(Dは、万円単位で計算すること)	
安全性についての 考察	(平時)  (使用時)  (利用者)  (介助者)	
デザインへの 配慮		

※ 必要な場合は、行の高さを変更し、ページ数を増加してもよい。

## 社会福祉施設等における津波緊急避難設備・装置の提案 明細書

※ 枠は無くてもよい。また、必要な範囲内でページ数の制限はない。

社会福祉施設等における津波緊急避難設備・装置の提案  
質問票

平成 年 月 日

静岡県知事 様

〒 \_\_\_\_\_  
住所(所在地) \_\_\_\_\_  
質問者 氏名(会社名) \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E-m a i l \_\_\_\_\_

<質問の内容>

※ 枠は無くてもよい。